

亶理町監査委員告示 1 号

地方自治法第199条第9項の規定により指定管理団体監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年 6月 3日

亶理町監査委員 澤 井 俊 一

亶理町監査委員 安 藤 美重子

記

1 監査実施月日

平成28年 5月25日（水）

2 監査の対象

平成27年度における指定管理団体の中から次の団体を抽出し監査を実施した。

(1) 亶理町ほのぼの園

所管課：福祉課

指定管理団体：亶理町社会福祉協議会

(2) 亶理町ゆうゆう作業所

所管課：福祉課

指定管理団体：亶理町社会福祉協議会

3 監査の内容

上記所管課については導入した目的、趣旨は生かされているか、指導監督は適正に行われているか。また、指定管理団体については基本協定書及び年度協定書に基づき事業が施行されているか、会計処理は適正に行われているか。団体代表者等から説明を受け、書類等を審査し、その適否を監査した。

4 監査の結果

上記指定管理団体の及び所管課については、基本協定書及び年度協定書に係る施設の運営管理並びに業務内容及び履行方法はおおむね適正に執行されていると認められた。

# 亘理町ほのぼの園

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

指定管理団体	亘理町社会福祉協議会
指定管理料	29,996,000円
所管課	福祉課

### 2 監査の範囲

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に執行された亘理町ほのぼの園指定管理委託に関する事業について

### 3 監査の実施日

平成28年5月25日（水）午後1時10分から午後3時00分まで

※ゆうゆう作業所と同時に実施した。

### 4 実施した監査手続

所管課より提出された資料及び指定管理者より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

## 第2 監査の結果等

### 1 事業の概要

心身障がい者に対し、集団訓練を中心とした自立自活に必要な生活指導と作業指導を行い、社会参加の促進と日常生活に生きがいを与えるための事業を実施し、併せてその管理施設及び備品等の維持管理業務を遂行している。

受注作業として企業からの受注や下請けで化粧箱折り等、自主生産作業として園独自で生産した手芸製品等を販売し、その収入は賃金として利用者へ還元されている。

### 2 監査の結果

ほのぼの園の指定管理者である亘理町社会福祉協議会および所管課について監査を行った結果、基本協定書・年度協定書に係る施設の運営管理並びに業務基準に関連する業務の内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されていると認められた。

# 亘理町ゆうゆう作業所

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

指定管理団体	亘理町社会福祉協議会
指定管理料	4,527,000円
所管課	福祉課

### 2 監査の範囲

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に執行されたゆうゆう作業所指定管理委託に関する事業について

### 3 監査の実施日

平成28年5月25日（水）午後1時10分から午後3時00分まで

※ほのぼの園と同時実施した。

### 4 実施した監査手続

所管課より提出された資料及び指定管理者より提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

## 第2 監査の結果等

### 1 事業の概要

精神障がい者に対し、集団訓練を中心とした自立自活に必要な生活指導と作業指導を行い、社会復帰の促進と日常生活に生きがいを与えるための事業を実施し、併せてその管理施設及び備品等の維持管理業務を遂行している。

受注作業として家電部品の検品等、自主生産作業として作業所独自で生産した玄米ダンベル等を販売し、その収入は賃金として利用者へ還元されている。

### 2 監査の結果

ゆうゆう作業所の指定管理者である亘理町社会福祉協議会および所管課について監査を行った結果、基本協定書・年度協定書に係る施設の運営管理並びに業務基準に関連する業務の内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されていると認められた。